

# 草加市立地適正化計画 届出の手引き

【都市再生特別措置法第88条及び108条関係】

草加市

## 1 届出制度について

### (1) 届出制度の目的

届出制度の目的は、居住誘導区域外における住宅開発、都市機能誘導区域外における誘導施設の立地及び、都市機能誘導区域内における誘導施設の休廃止の動向を把握するためのもので、都市再生特別措置法に基づき、区域外における一定規模以上の開発行為、建築等行為については届出を義務付けています。

### (2) 届出の対象区域

市内全域

立地適正化計画では、誘導区域を定めています。

| 区域       | 概要                                     | 参照ページ |
|----------|--|-------|
| 都市機能誘導区域 | 都市機能誘導施設（公共施設、医療・福祉施設、商業施設等）の立地を誘導する区域 | P4    |
| 居住誘導区域   | 居住者の住居を誘導する区域                          | P9    |

### (3) 届出の対象行為

|                  |  |
|------------------|--|
| 都市機能誘導区域に関する届出制度 | <ul style="list-style-type: none"><li>・誘導施設の開発行為・建築等行為</li><li>・届出の変更</li><li>・誘導施設の休止又は廃止</li></ul> |
| 居住誘導区域に関する届出制度   | <ul style="list-style-type: none"><li>・住宅の開発行為・建築等行為</li><li>・届出の変更</li></ul>                        |

### (4) 届出の時期

開発行為又は建築等行為に伴う工事着手の30日前まで

### (5) 届出場所

草加市 都市整備部 都市計画課

### (6) 宅地建物取引業法に基づく重要事項説明

届出義務に関する規定は、宅地建物取引業法（第35条）の重要事項説明の対象となります。

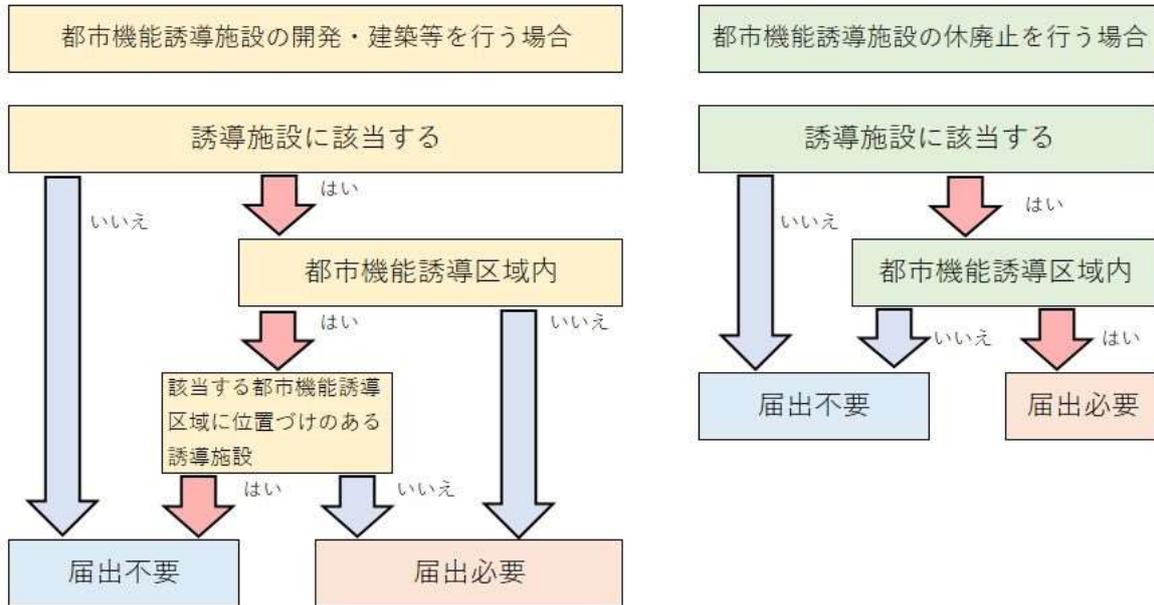
### (7) 注意事項

届出をせずに開発行為及び建築等行為を行った場合、又は虚偽の届出をした場合は、都市再生特別措置法第130条の規定に基づき30万円以下の罰金に処されることがあります。

なお、誘導施設の休止・廃止に係る届出は、罰則はありません。

## II 届出対象行為について

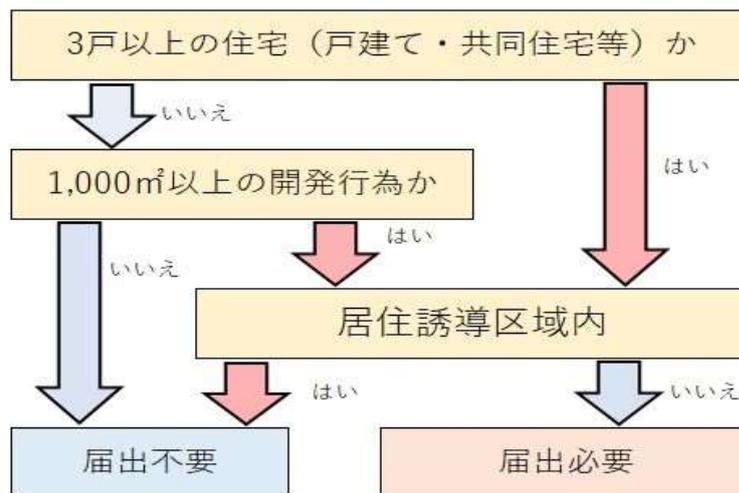
### (1) 都市機能誘導区域に係る届出対象となるもの



都市機能誘導区域に係る届出の詳細については、

- ① 3 ページ 届出の対象となる施設一覧を確認
- ② 4 ページ 都市機能誘導区域を確認
- ③ 5 ページ以降 届出の詳細を参照

### (2) 居住誘導区域に係る届出対象となるもの



居住誘導区域に係る届出の詳細については、

- ① 9 ページ 居住誘導区域を確認
- ② 10ページ以降 届出の詳細を参照

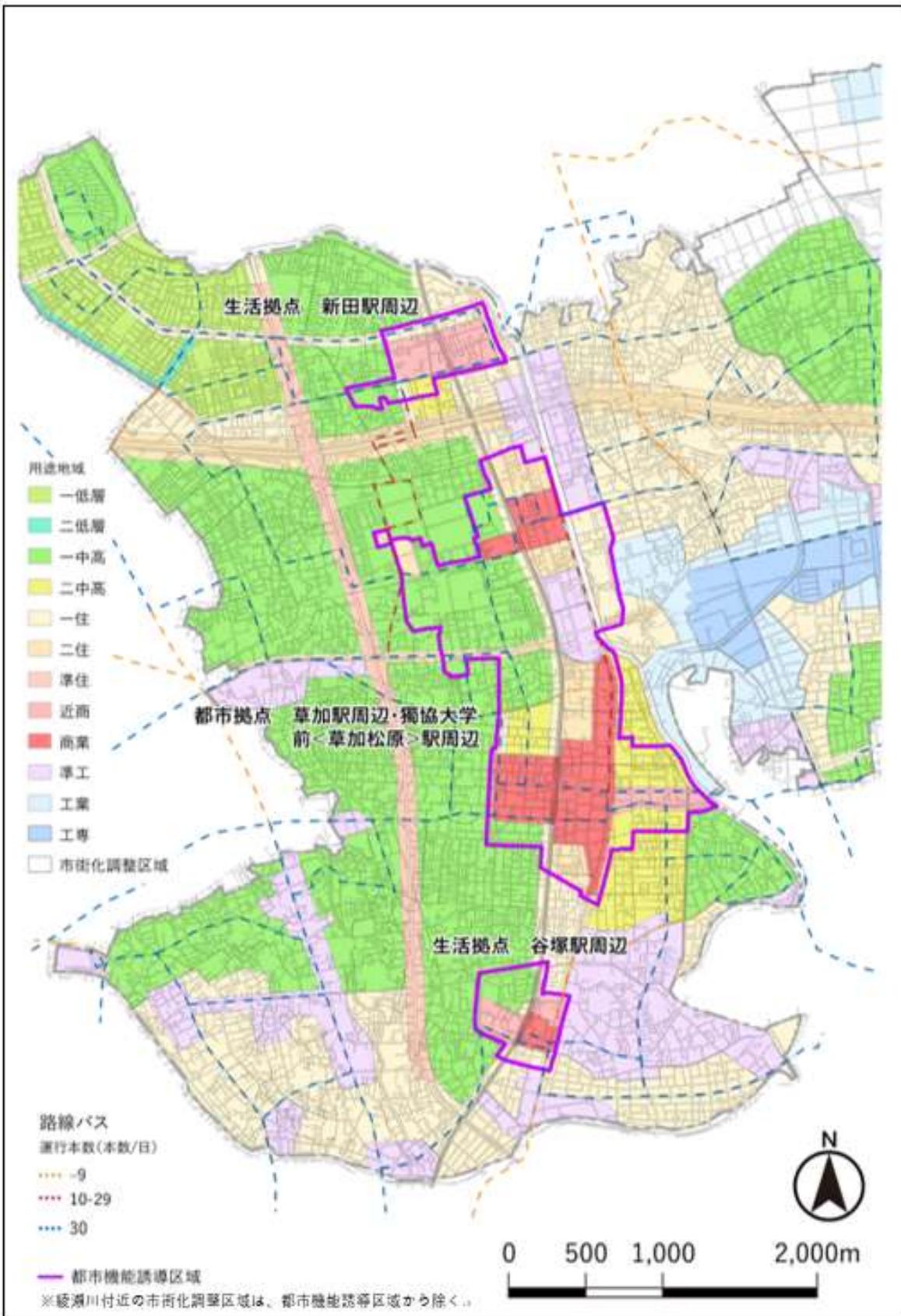
## 川都市機能誘導区域に係る届出対象となるもの

### (1) 誘導施設一覧

#### 各都市機能誘導区域における誘導施設

| 機能      | 施設                                | 都市拠点                         |       | 生活拠点  |  |
|---------|-----------------------------------|------------------------------|-------|-------|--|
|         |                                   | 草加駅周辺<br>・獨協大学前(草加松原)<br>駅周辺 | 新田駅周辺 | 谷塚駅周辺 |  |
| 行政・公共機能 | 市役所(本庁舎)                          | ●                            |       |       |  |
|         | サービスセンター                          |                              | ●     | ●     |  |
|         | 警察署                               | ●                            |       |       |  |
|         | 消防署                               | ●                            |       |       |  |
| 介護・福祉機能 | 社会福祉協議会(建物)                       | ●                            |       |       |  |
| 子育て支援   | 子育て支援センター                         | ●                            |       |       |  |
| 商業機能    | 大規模商業施設<br>(店舗面積10,000㎡超)         | ●                            |       |       |  |
|         | 大規模商業施設<br>(店舗面積5,000㎡超10,000㎡以下) | ●                            | ●     | ●     |  |
| 医療機能    | 病院<br>(病床数200床以上)                 | ●                            |       |       |  |
| 金融機能    | 銀行・信用金庫・JA/バンクの支店                 | ●                            | ●     | ●     |  |
| 教育・文化機能 | 中央図書館                             | ●                            |       |       |  |
|         | 文化会館                              | ●                            |       |       |  |
|         | 歴史民俗資料館                           | ●                            |       |       |  |
|         | 勤労福祉会館                            |                              | ●     |       |  |
|         | 大学                                | ●                            |       |       |  |

(2) 都市機能誘導区域



(3) 届出の対象となる行為

- 都市機能誘導区域外で誘導施設を対象に開発行為または、建築等行為を行う場合は都市再生特別措置法第108条第1項または第2項の規程に基づき届出が必要です。  
また、他地区で設定し、当該地区で設定していない開発行為または、建築等行為を行う場合も届出が必要です。
- 都市機能誘導区域内で誘導施設を休止または、廃止する場合は都市再生特別措置法第108条の2の規定に基づき届出が必要です。
- 行為着手の30日前までに届出が必要となります。

| 項目      | 区域と場所の関係  | 対象行為   |
|---------|-----------|--|
| 開発行為    | 都市機能誘導区域外 | 誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行う場合   |
|         | 都市機能誘導区域内 | 誘導施設を有する建築物に係る開発行為で、計画地の都市機能誘導区域には誘導施設の位置づけがないが、他の都市機能誘導区域に誘導施設の位置づけのある場合          |
| 建築等行為   | 都市機能誘導区域外 | 誘導施設を有する建築物の建築等行為を行う場合   |
|         | 都市機能誘導区域内 | 誘導施設を有する建築物に係る建築等行為で、計画地の都市機能誘導区域にと誘導施設の位置づけがないが、他の都市機能誘導区域に誘導施設の位置づけのある建築等行為を行う場合 |
| 休止または廃止 | 都市機能誘導区域内 | 誘導施設を休止または廃止する場合   |

※開発行為と建築等行為が一体の場合でも、開発行為と建築等行為各々届出が必要です。

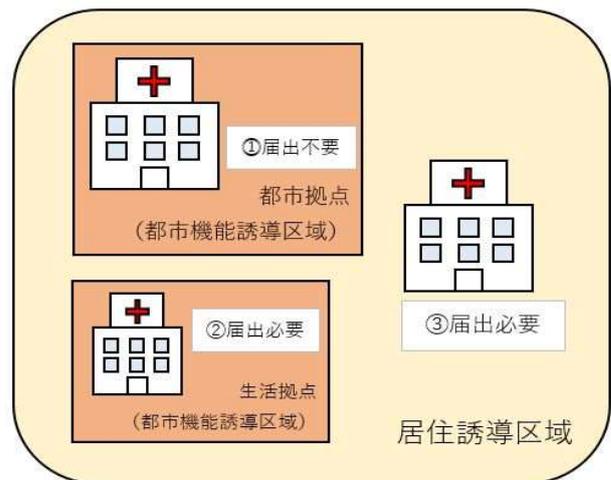


## 誘導施設に係る届出のイメージ

例：病院（病床 200 床）を計画する場合

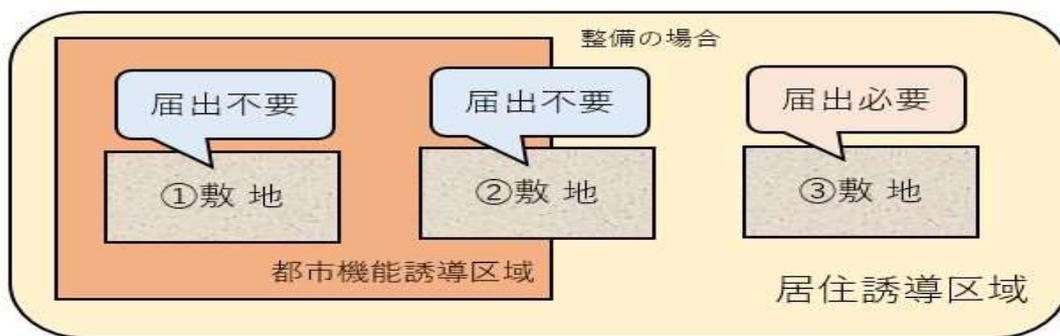
【病院（病床 200 床以上）は都市拠点で誘導施設として位置付けられている。】

- ① 都市拠点（都市機能誘導区域）に計画する場合⇒届出不要
- ② 生活拠点（都市機能誘導区域）に計画する場合⇒届出必要
- ③ 居住誘導区域に計画する場合⇒届出必要



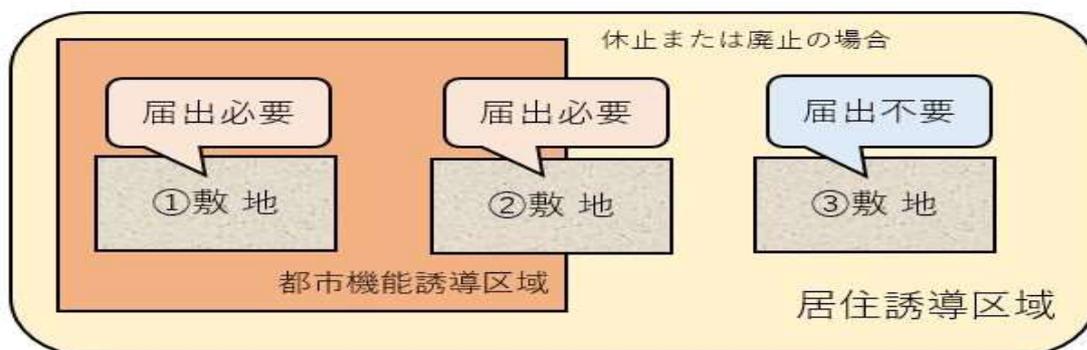
## 敷地が都市機能誘導区域内外にまたがる場合

・開発行為・建築等行為の場合



- ① 敷地が都市機能誘導区域内⇒届出不要
- ② 敷地が都市機能誘導区域と居住誘導区域をまたがる場合⇒届出不要
- ③ 敷地が都市機能誘導区域外⇒届出必要

・休止または廃止の場合



- ① 敷地が都市機能誘導区域内⇒届出必要
- ② 敷地が都市機能誘導区域と居住誘導区域をまたがる場合⇒届出必要
- ③ 敷地が都市機能誘導区域外⇒届出不要

#### (4) 届出を要しない行為

次の行為を行う場合は届出が必要ありません。

- 誘導施設を有する建築物で仮設のものの建築の用に供する目的で行う開発行為及び新築
- 建築物を改築し、又は用途を変更して誘導施設を有する建築物で仮設のものとする行為
- 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

#### (5) 届出に対する市の対応

市は、届出者に対し、立地適正化計画の趣旨の説明や、立地誘導のための施策に関する情報提供等を行います。

また、当該届出に係る行為が、計画に基づく立地の誘導を図る上で支障があると認める場合は、市は、都市再生特別措置法（第108条第3項）に基づき、届出者に対して勧告等を行う場合があります。

(6) 都市機能誘導区域に関する届出

届出書類の作成

届出書の様式及び添付図書は都市再生特別措置法施行規則により次のとおりです。

※行為の内容により様式及び添付図書が異なります。

代理者が届出の手続を行う場合は委任状の添付が必要です。

|         |   |       |
|---------|---|-------|
| 開発行為の場合 | 都市再生特別措置法施行規則第 52 条第 1 項第 1 号   |       |
| 届出書     | 様式第 1 号   | 1 部   |
| 添付図書    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・位置図：（1/1,000 以上）</li> <li>・設計図：設計図（1/100 分以上）</li> <li>・その他参考資料：土地利用計画図、公図、求積図など</li> </ul> | 各 1 部 |

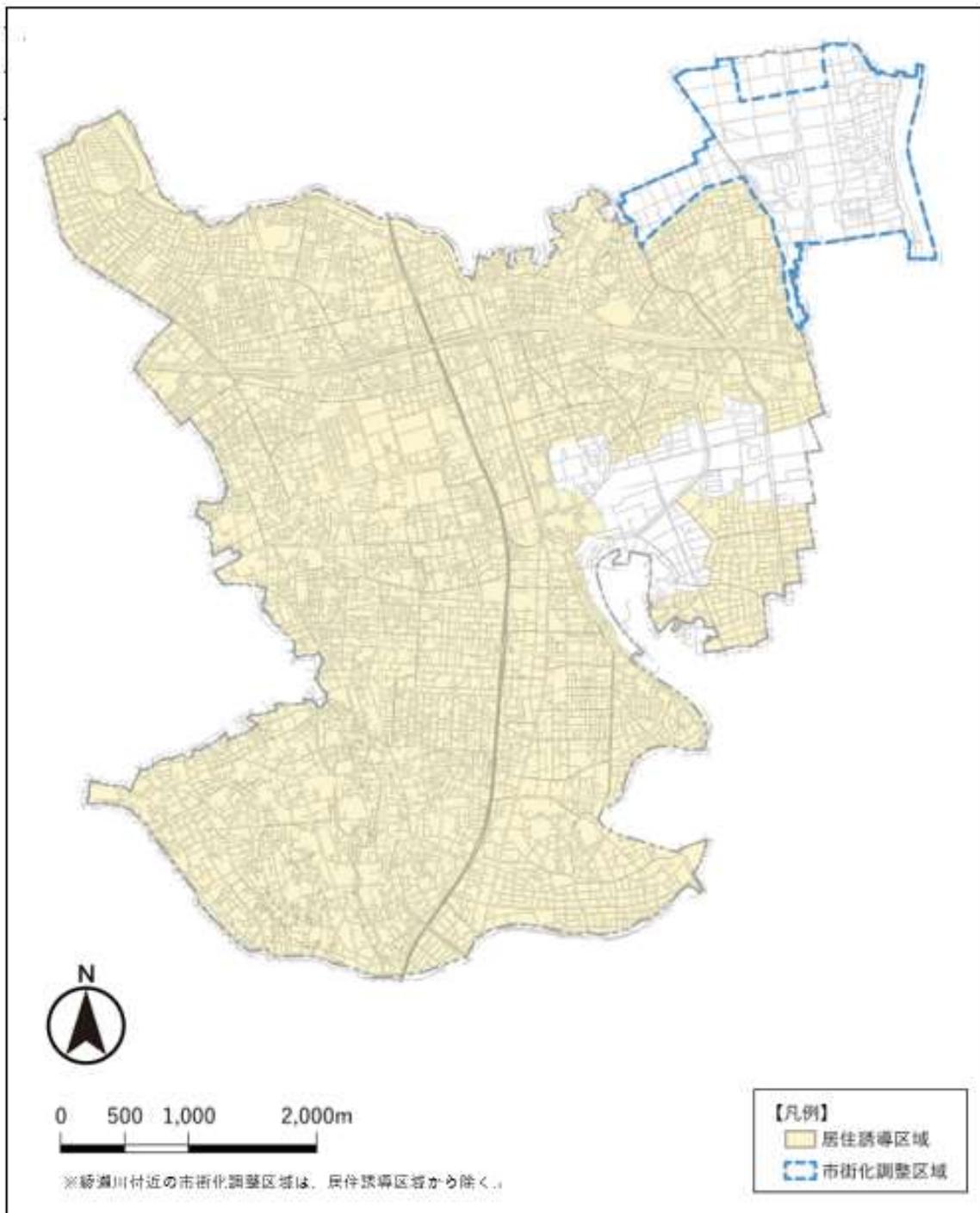
|        |  |       |
|--------|--|-------|
| 建築等の場合 | 都市再生特別措置法施行規則第 52 条第 1 項第 2 号  |       |
| 届出書    | 様式第 2 号  | 1 部   |
| 添付図書   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・位置図：（1/1,000以上）</li> <li>・配置図：建築物の位置を表示する図面（1/100分以上）</li> <li>・立面図：建物の 2 面以上の立面図（1/50分以上）</li> <li>・平面図：各階の平面図（1/50分以上）</li> <li>・その他参考資料：公図、求積図など</li> </ul> | 各 1 部 |

|         |   |       |
|---------|---|-------|
| 届出内容を変更 | 都市再生特別措置法施行規則第 55 条の 1  |       |
| 届出書     | 様式第 3 号   | 1 部   |
| 添付図書    | <p>〈開発行為の場合〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・位置図：（1/1,000以上）</li> <li>・設計図：設計図（1/100 分以上）</li> <li>・その他参考資料：土地利用計画図、公図、求積図など</li> </ul> <p>（建築行為の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・位置図：（1/1,000以上）</li> <li>・配置図：建築物の位置を表示する図面（1/100分以上）</li> <li>・立面図：建物の 2 面以上の立面図（1/50分以上）</li> <li>・平面図：各階の平面図（1/50分以上）</li> <li>・その他参考資料：公図、求積図など</li> </ul> | 各 1 部 |

|         |  |       |
|---------|--|-------|
| 休止または廃止 | 都市再生特別措置法施行規則第 55 条の 2   |       |
| 届出書     | 様式第 4 号  | 1 部   |
| 添付図書    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・位置図：（1/1,000 以上）</li> <li>・その他参考資料：配置図、公図</li> </ul> | 各 1 部 |

# IV居住誘導に関する届出

## (1) 居住誘導区域



(2) 届出の対象となる行為

居住誘導区域外で、住宅を対象に次の条件に該当する開発行為・建築等行為を行おうとする場合には、都市再生特別措置法第88条第1項に基づき、行為の種類や場所等について届出が必要です。

注1 「住宅」とは、戸建て住宅、共同住宅、長屋等の居住の用に供する建築物を指し、寄宿舍や老人ホームは含まない。

- 2 すでに届出を行った開発行為、建築等行為を変更する場合でも届出が必要。
- 3 開発行為と建築等行為が一体の場合は、開発行為と建築等行為それぞれ届出が必要。

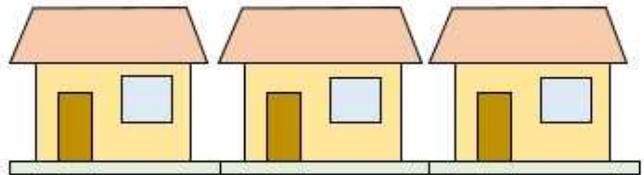
(3) 居住誘導区域外における住宅の開発行為・建築等行為

|      |   |                                     |
|------|---|-------------------------------------|
| 開発行為 | ① | 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為                   |
|      | ② | 1戸または2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上 |

【例】

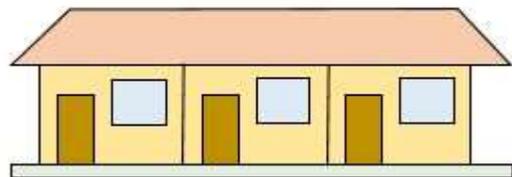
- ① 3戸以上の住宅の建築目的の開発  
戸建住宅3戸の開発行為の場合

届出必要



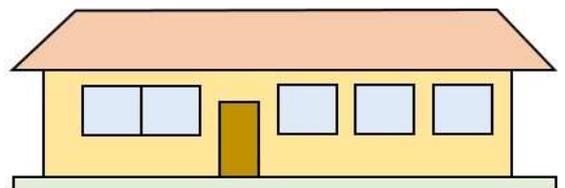
- 3戸以上の共同住宅の開発行為の場合

届出必要



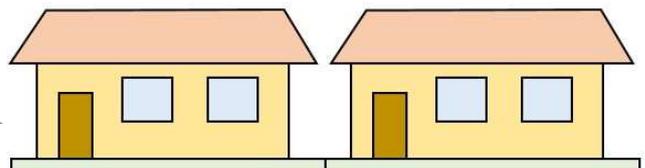
- ② 1戸または2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上  
1,300㎡で1戸建住宅の開発行為の場合

届出必要



- 戸建住宅2戸で各々800㎡の開発行為の場合

届出不要

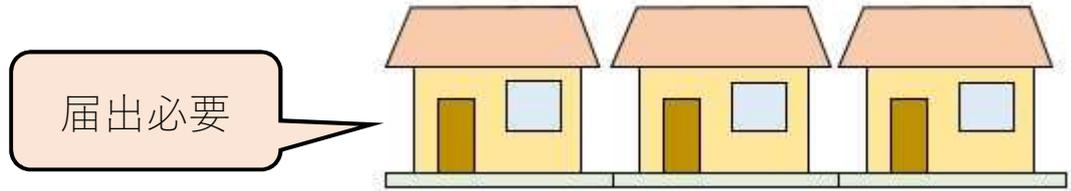


|       |   |                                    |
|-------|---|------------------------------------|
| 建築等行為 | ① | 3戸以上の住宅を新築しようとする場合                 |
|       | ② | 建築物を改築し、または建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合 |

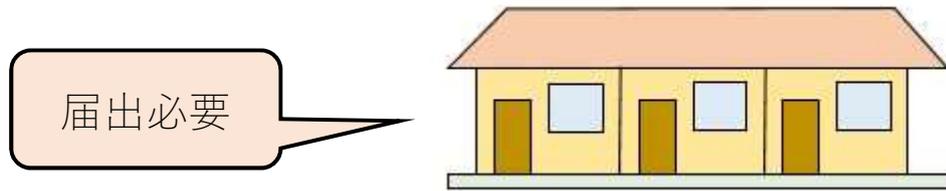
【例】

① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合

戸建住宅3戸の建築行為の場合

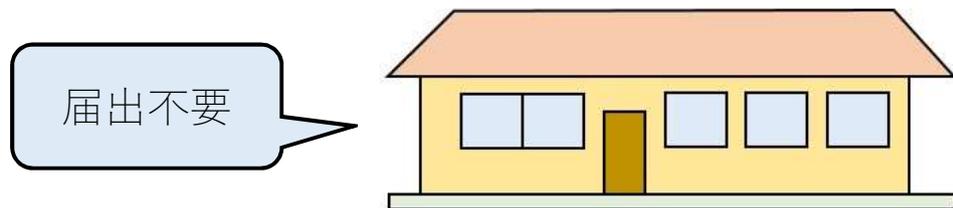


3戸以上の共同住宅の建築行為の場合

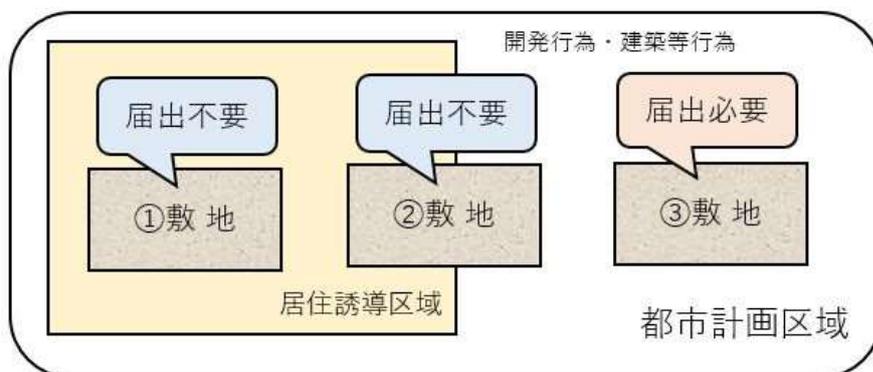


② 建築物を改築し、または建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

1戸の建築行為



■ 敷地が都市機能誘導区域内外にまたがる場合



① 敷地が居住誘導区域内⇒届出不要

② 敷地が居住誘導区域と居住誘導区域をまたがる場合⇒届出不要

③ 敷地が居住誘導区域外⇒届出必要

#### (4) 届出を要しない行為

次の行為を行う場合は届出が必要ありません。

○軽易な行為その他の行為で以下のいずれかに該当するもの

- ・住宅等で仮設のもの又は農林漁業を営む者の居住の用に供するものの建築の用に供する目的で行う開発行為
- ・上記の住宅等の新築
- ・改築又は用途変更により上記の住宅等とする行為

○非常災害のため必要な応急措置として行う行為

○都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為

#### (5) 届出に対する市の対応

市は、届出者に対し、立地適正化計画の趣旨の説明や、立地誘導のための施策に関する情報提供等を行います。

また、当該届出に係る行為が、計画に基づく立地の誘導を図る上で支障があると認める場合は、市は、都市再生特別措置法（第88条第3項）に基づき、届出者に対して勧告等を行う場合があります。

(6) 居住誘導区域に関する届出

届出書類の作成

届出書の様式及び添付図書は都市再生特別措置法施行規則により次のとおりです。

※行為の内容により様式及び添付図書が異なります。

代理者が届出の手続を行う場合は委任状の添付が必要です。

|         |   |     |
|---------|---|-----|
| 開発行為の場合 | 都市再生特別措置法施行規則第35条第1項第1号   |     |
| 届出書     | 様式第5号   | 1部  |
| 添付図書    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・位置図：(1/1,000以上)</li> <li>・設計図：設計図(1/100分以上)</li> <li>・その他参考資料：土地利用計画図、公図、求積図など</li> </ul> | 各1部 |

|       |  |     |
|-------|--|-----|
| 建築の場合 | 都市再生特別措置法施行規則第35条第1項第2号  |     |
| 届出書   | 様式第6号  | 1部  |
| 添付図書  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・位置図：(1/1,000以上)</li> <li>・配置図：建築物の位置を表示する図面(1/100分以上)</li> <li>・立面図：建物の2面以上の立面図(1/50分以上)</li> <li>・平面図：各階の平面図(1/50分以上)</li> <li>・その他参考資料：公図、求積図など</li> </ul> | 各1部 |

|         |  |     |
|---------|--|-----|
| 届出内容を変更 | 都市再生特別措置法施行規則第38条第1項関係   |     |
| 届出書     | 様式第7号  | 1部  |
| 添付図書    | <p>〈開発行為の場合〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・位置図：(1/1,000以上)</li> <li>・設計図：設計図(1/100分以上)</li> <li>・その他参考資料：土地利用計画図、公図、求積図など</li> </ul> <p>(建築行為の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・位置図：(1/1,000以上)</li> <li>・配置図：建築物の位置を表示する図面(1/100分以上)</li> <li>・立面図：建物の2面以上の立面図(1/50分以上)</li> <li>・平面図：各階の平面図(1/50分以上)</li> <li>・その他参考資料：公図、求積図など</li> </ul> | 各1部 |

## V 届出の対象行為に関すること

Q 届出対象となる「開発行為」とは。

A 都市計画法に規定される「開発行為」で、主として建築物の建築または、特定工作物の建設に供する目的で行う土地の区画形質の変更を指します。

Q 開発行為時に届出を行った場合でも、建築等行為時に届出は必要か。

A 開発行為、建築等行為のそれぞれについての届出が必要です。

Q 建物の一部に誘導施設を含む場合は、届出が必要か。

A 一部でも誘導施設を有する場合は、届出が必要です。

Q 複数の誘導施設を有する1つの建築物を建築する場合、届出は誘導施設毎に必要か。

A 誘導施設が1つの建築物に集約されている場合、届出は1つで結構です。ただし、建築物の用途の欄に届出対象となる全ての誘導施設名の記載をお願いします。

Q 戸建て住宅の新築が届出対象となるのは、どのような場合か。

A 同じ建築主が、同一時期に、隣接しあう土地に3戸以上の住宅（建売住宅等）を建築する場合に、届出が必要となります。

Q サービス付き高齢者住宅や社宅等についても、届出は必要か。

A 実態に応じて、建築基準法の共同住宅に該当すると判断されるものは、「住宅」として取り扱います。

Q 届出の対象となる「住宅」はどのようなものか。

A 一戸建ての住宅や長屋、共同住宅、店舗兼用住宅など居住機能を備えた建築物です。詳しくは建築基準法における住宅の取扱いを参考にしてください。

Q 3戸以上の「共同住宅」を複数棟、一度に建築する場合は、それぞれ届出が必要か。

A 複数の住宅を一度に建築する場合は、届出は1つとし、届出書や添付図面にその内容（A棟、B棟…）が分かるように記載してください。ただし、開発行為と建築等行為の両方が行われる場合は、それぞれについて届出が必要です。

Q 開発予定地で3戸以上の住宅を異なる着工日で建築する場合は、届出が必要か。

A 各戸の着工が同時でなくても届出の対象となります。

Q 届出書の地目、面積は何に基づき記載すればよいか。

A 地目は土地登記簿、面積は原則として実測に基づき記載してください。

Q 都市機能誘導区域内の別の場所へ移転する場合も、休廃止の届出が必要か。

A 施設の立地動向を把握するため必要です。

Q 休止の届出が必要になる休止期間はどれくらいか。

建替え・改装等で休止の場合も届出は必要か。

A 休止する場合の休止期間について法令等の定めはありませんが、目安として3か月以上休止する場合には、休止届の提出をお願いします。

建替え・改装等で休止の場合も同様です。

Q 代理者が届出の手続を行うことはできるか。

A 委任を受けた代理の方が手続を行うことは可能です。その場合、委任状の添付が必要です。

第1号様式（第2条関係）

都市機能誘導区域以外の区域における開発行為届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、開発行為について、次のとおり届け出ます。

年 月 日

草加市長 宛て

届出者 住 所  
氏 名

連絡先

|         |                  |                                  |
|---------|------------------|----------------------------------|
| 開発行為の概要 | 1 開発区域に含まれる地域の名称 | 草加市                              |
|         | 2 開発区域の面積        | m <sup>2</sup>                   |
|         | 3 建築物の用途         |                                  |
|         | 4 工事の着手予定年月日     | 年 月 日                            |
|         | 5 工事の完了予定年月日     | 年 月 日                            |
|         | 6 その他必要な事項       | (誘導施設以外の用途がある場合その用途と面積)<br>(連絡先) |

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

■添付図書

- ・位置図：該当行為を行う区域及び周辺公共施設が表示されている図面で縮尺1,000分の1以上
- ・設計図：設計図で縮尺100分の1以上
- ・その他参考資料：参考となるべき事項を記載した図書（土地利用計画図、公図、求積図など）

第2号様式（第2条関係）

都市機能誘導区域以外の区域において誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

|   |   |
|---|---|
| <p>都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="font-size: 3em; margin-right: 10px;">{</div> <div style="text-align: center;"> <input type="checkbox"/> 誘導施設を有する建築物の新築<br/> <input type="checkbox"/> 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為<br/> <input type="checkbox"/> 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為         </div> <div style="font-size: 3em; margin-left: 10px;">}</div> </div> <p>について、次のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年    月    日</p> <p>草加市長 宛て</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">届出者 住 所<br/>氏 名</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">連絡先</p> |   |
| <p>1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積</p>   | <p>所在・地番：草加市<br/>地目：<br/>面積：                      m<sup>2</sup></p> |
| <p>2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途</p>   |   |
| <p>3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途</p>   | <p>(その用途に供する部分の面積                      m<sup>2</sup>)</p>           |
| <p>4 その他必要な事項</p>   | <p>(着手予定年月日)                      年    月    日<br/>(連絡先)</p>         |

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

■添付図書

- ・位置図：該当行為を行う区域及び周辺公共施設が表示されている図面で縮尺1,000分の1以上
- ・配置図：敷地内における建築物の位置を表示する図面で縮尺100分の1以上
- ・立面図：建物の2面以上の立面図で縮尺50分の1以上
- ・平面図：各階の平面図で縮尺50分の1以上
- ・その他参考資料：参考となるべき事項を記載した図書（公図、求積図など）

都市機能誘導区域以外の区域における行為の変更届出書

年 月 日

草加市長 宛て

届出者 住 所  
氏 名

連絡先

都市再生特別措置法第108条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、次のとおり届け出ます。

1 当初の届出年月日 年 月 日

2 変更の内容

3 変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 年 月 日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

■添付図書

〈開発行為の場合〉

- ・位置図：該当行為を行う区域及び周辺公共施設が表示されている図面で縮尺1,000分の1以上
- ・設計図：設計図で縮尺100分の1以上
- ・その他参考資料：参考となるべき事項を記載した図書（土地利用計画図、公図、求積図など）

〈建築等行為の場合〉

- ・位置図：該当行為を行う区域及び周辺公共施設が表示されている図面で縮尺1,000分の1以上
- ・配置図：敷地内における建築物の位置を表示する図面で縮尺100分の1以上
- ・立面図：建物の2面以上の立面図で縮尺50分の1以上
- ・平面図：各階の平面図で縮尺50分の1以上
- ・その他参考資料：参考となるべき事項を記載した図書（公図、求積図など）

都市機能誘導区域内における誘導施設の休廃止届出書

年 月 日

草加市長 宛て

届出者 住 所  
氏 名

連絡先

都市再生特別措置法第108条の2第1項の規定に基づき、誘導施設の（休止・廃止）について、次のとおり届け出ます。

- 1 休止（廃止）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地  
名 称  
用 途  
所在地 草加市
- 2 休止（廃止）しようとする年月日 年 月 日
- 3 休止しようとする場合にあっては、その期間
- 4 休止（廃止）に伴う措置
  - (1) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途
  - (2) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

- 注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 3 4(2)欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入すること。

■添付図書

- ・位置図：該当行為を行う区域及び周辺公共施設が表示されている図面で縮尺1，000分の1以上
- ・その他参考資料：参考となるべき事項を記載した図書（配置図、公図など）

第5号様式（第3条関係）

居住誘導区域以外の区域における開発行為届出書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、開発行為について、次のとおり届け出ます。

年 月 日

草加市長 宛て

届出者 住所  
氏名

連絡先

|         |                  |                       |
|---------|------------------|-----------------------|
| 開発行為の概要 | 1 開発区域に含まれる地域の名称 | 草加市                   |
|         | 2 開発区域の面積        | m <sup>2</sup>        |
|         | 3 住宅等の用途         |                       |
|         | 4 工事の着手予定年月日     | 年 月 日                 |
|         | 5 工事の完了予定年月日     | 年 月 日                 |
|         | 6 その他必要な事項       | (住宅区画数・戸数) 戸<br>(連絡先) |

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

■添付図書

- ・位置図：該当行為を行う区域及び周辺公共施設が表示されている図面で縮尺1,000分の1以上
- ・設計図：設計図で縮尺100分の1以上
- ・その他参考資料：参考となるべき事項を記載した図書（土地利用計画図、公図、求積図など）

第6号様式（第3条関係）

居住誘導区域以外の区域において住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

|   |  |
|---|--|
| <p>都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、</p> <p> <input type="checkbox"/>住宅等の新築<br/> <input type="checkbox"/>建築物を改築して住宅等とする行為<br/> <input type="checkbox"/>建築物の用途を変更して住宅等とする行為         </p> <p>について、次のとおり届け出します。</p> <p>年 月 日</p> <p>草加市長 宛て</p> <p style="text-align: right;">届出者 住 所<br/>氏 名</p> <p style="text-align: right;">連絡先</p> |  |
| 1 住宅等を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積  | 所在・地番：草加市<br>地目：<br>面積： m <sup>2</sup> |
| 2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途  |  |
| 3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途  |  |
| 4 その他必要な事項  | (着手予定年月日) 年 月 日<br>(戸数・区画数)<br>(連絡先)   |

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

■添付図書

- ・位置図：該当行為を行う区域及び周辺公共施設が表示されている図面で縮尺1,000分の1以上
- ・配置図：敷地内における建築物の位置を表示する図面で縮尺100分の1以上
- ・立面図：建物の2面以上の立面図で縮尺50分の1以上
- ・平面図：各階の平面図で縮尺50分の1以上
- ・その他参考資料：参考となるべき事項を記載した図書（公図、求積図など）

第7号様式（第3条関係）

居住誘導区域以外の区域における行為の変更届出書

年 月 日

草加市長 宛て

届出者 住 所  
氏 名

連絡先

都市再生特別措置法第88条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、次のとおり届け出ます。

- 1 当初の届出年月日 年 月 日
- 2 変更の内容
- 3 変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日 年 月 日

- 注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。  
2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。  
3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

■添付図書

〈開発行為の場合〉

- ・位置図：該当行為を行う区域及び周辺公共施設が表示されている図面で縮尺1,000分の1以上
- ・設計図：設計図で縮尺100分の1以上
- ・その他参考資料：参考となるべき事項を記載した図書（土地利用計画図、公図、求積図など）

〈建築等行為の場合〉

- ・位置図：該当行為を行う区域及び周辺公共施設が表示されている図面で縮尺1,000分の1以上
- ・配置図：敷地内における建築物の位置を表示する図面で縮尺100分の1以上
- ・立面図：建物の2面以上の立面図で縮尺50分の1以上
- ・平面図：各階の平面図で縮尺50分の1以上
- ・その他参考資料：参考となるべき事項を記載した図書（公図、求積図など）

# 記入例

## 第1号様式（第2条関係）

### 都市機能誘導区域以外の区域における開発行為届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、開発行為について、次のとおり届け出ます。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

届出日を記入  
工事着着手の30日前まで

草加市長 宛て

届出者 住所 草加市〇〇〇丁目〇番〇号  
氏名 株式会社〇〇〇〇  
代表取締役 〇〇〇〇  
連絡先 〇〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

面積：原則実測

開発行為の概要

|   |                |  |
|---|----------------|--|
| 1 | 開発区域に含まれる地域の名称 | 草加市 〇〇町〇〇番〇  |
| 2 | 開発区域の面積        | ×, ××× m <sup>2</sup>  |
| 3 | 建築物の用途         | 大規模商業施設<br>(店舗面積10,000 m <sup>2</sup> 超)                                   |
| 4 | 工事の着手予定年月日     | 令和〇〇年〇〇月〇〇日  |
| 5 | 工事の完了予定年月日     | 令和〇〇年〇〇月〇〇日  |
| 6 | その他必要な事項       | (誘導施設以外の用途がある場合その用途と面積)<br><br>(連絡先) 株式会社〇〇〇〇設計 担当：××<br>連絡先 〇〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 |

本手引きP3  
誘導施設のうち  
該当する名称を  
記入

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

#### ■添付図書

- ・位置図：該当行為を行う区域及び周辺公共施設が表示されている図面で縮尺1,000分の1以上
- ・設計図：設計図で縮尺1000分の1以上
- ・その他参考資料：参考となるべき事項を記載した図書（土地利用計画図、公図、求積図など）

# 記入例

## 第2号様式（第2条関係）

都市機能誘導区域以外の区域において誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、

誘導施設を有する建築物の新築  
 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為  
 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為

該当するものを囲む

について、次のとおり届け出ます。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

届出日記入  
工事着着手の30日前まで

草加市長 宛て

届出者 住所 草加市〇〇〇丁目〇番〇号  
 氏名 株式会社〇〇〇〇  
 代表取締役 〇〇〇〇  
 連絡先 〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

地目：登記簿謄本  
面積：原則実測

|  |   |
|--|---|
| 1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積 | 所在・地番：草加市〇〇町〇〇番〇<br>地目：宅地<br>面積： ×, ××× m <sup>2</sup>              |
| 2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途                         | 大規模商業施設<br>(店舗面積10,000m <sup>2</sup> 超)                             |
| 3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途                             | (その用途に供する部分の面積 m <sup>2</sup> )                                     |
| 4 その他必要な事項   | (着手予定年月日) 令和〇〇年〇〇月〇〇日<br>(連絡先) 株式会社〇〇設計 担当：××<br>連絡先 〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 |

本手引きP3  
誘導施設のうち  
該当する名称を  
記入

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

### ■添付図書

- ・位置図：該当行為を行う区域及び周辺公共施設が表示されている図面で縮尺1,000分の1以上
- ・配置図：敷地内における建築物の位置を表示する図面で縮尺100分の1以上
- ・立面図：建物の2面以上の立面図で縮尺50分の1以上
- ・平面図：各階の平面図で縮尺50分の1以上
- ・その他参考資料：参考となるべき事項を記載した図書（公図、求積図など）

# 記入例

第3号様式（第2条関係）

都市機能誘導区域以外の区域における

届出日を記入  
工事着着手の30日前まで

令和〇〇年〇〇月〇〇日

草加市長 宛て

届出者 住所 草加市〇〇〇丁目〇番〇号  
氏名 株式会社〇〇〇〇  
代表取締役 〇〇〇〇  
連絡先 〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

都市再生特別措置法第108条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、次のとおり届け出ます。

## 記

- 1 当初の届出年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
- 2 変更の内容  
変更内容：土地の面積  
変更前 $\times, \times \times \times \text{m}^2 \Rightarrow$  変更後 $\Delta, \Delta \Delta \Delta \text{m}^2$
- 3 変更部分に係る行為の着手予定日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

変更内容、変更前・変更後の内容が分かるように記入してください。

- 注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。  
2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。  
3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

## ■添付図書

〈開発行為の場合〉

- ・位置図：該当行為を行う区域及び周辺公共施設が表示されている図面で縮尺1,000分の1以上
- ・設計図：設計図で縮尺1000分の1以上
- ・その他参考資料：参考となるべき事項を記載した図書（土地利用計画図、公図、求積図など）

〈建築等行為の場合〉

- ・位置図：該当行為を行う区域及び周辺公共施設が表示されている図面で縮尺1,000分の1以上
- ・配置図：敷地内における建築物の位置を表示する図面で縮尺1000分の1以上
- ・立面図：建物の2面以上の立面図で縮尺50分の1以上
- ・平面図：各階の平面図で縮尺50分の1以上
- ・その他参考資料：参考となるべき事項を記載した図書（公図、求積図など）

# 記入例

第4号様式（第2条関係）

都市機能誘導区域内における誘導施設

届出日を記入  
工事着着手の30日前まで

令和〇〇年〇〇月〇〇日

草加市長 宛て

届出者 住所 草加市〇〇〇丁目〇番〇号  
氏名 株式会社〇〇〇〇  
代表取締役 〇〇〇〇  
連絡先 〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

該当するものを囲む

都市再生特別措置法第108条の2第1項の規定に基づき、誘導施設の（休止・廃止）について、次のとおり届け出ます。

記

1 休止（廃止）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地

名称 〇〇スーパー草加支店

用途 大規模商業施設（店舗面積10,000㎡超）

所在地 草加市〇〇町〇〇番地〇

2 休止（廃止）しようとする年月日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

3 休止しようとする場合にあっては、その期間

4 休止（廃止）に伴う措置

(1) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、  
建築物の用途 自社の倉庫

(2) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

例（存置する場合） 使用について決まるまで適切に管理

（除去する場合） 除去予定時期：令和〇年〇月〇〇日、除去後売却予定

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

3 4（2）欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入すること。

本手引き P 3  
誘導施設のうち  
該当する名称を  
記入

注3を参照し、  
存置する場合と  
除去する場合で  
書き分ける。

## ■添付図書

- ・位置図：該当行為を行う区域及び周辺公共施設が表示されている図面で縮尺1,000分の1以上
- ・その他参考資料：参考となるべき事項を記載した図書（配置図、公図など）

# 記入例

## 第5号様式（第3条関係）

### 居住誘導区域以外の区域における開発行為届出書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、開発行為について、次のとおり届け出ます。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

届出日を記入  
工事着着手の30日前まで

草加市長 宛て

届出者 住所 草加市〇〇〇丁目〇番〇号  
氏名 株式会社〇〇〇〇  
代表取締役 〇〇〇〇  
連絡先 〇〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

開発行為の概要

|   |                |   |
|---|----------------|---|
| 1 | 開発区域に含まれる地域の名称 | 草加市〇〇町〇〇番〇  |
| 2 | 開発区域の面積        | ×, ××× m <sup>2</sup>   |
| 3 | 住宅等の用途         | 例 一戸建て住宅<br>共同住宅  |
| 4 | 工事の着手予定年月日     | 令和〇〇年〇〇月〇〇日   |
| 5 | 工事の完了予定年月日     | 令和〇〇年〇〇月〇〇日   |
| 6 | その他必要な事項       | (住宅区画数・戸数)<br>例 戸建住宅5区画<br>共同住宅3戸<br>(連絡先) 株式会社〇〇設計 担当: ××<br>連絡先 〇〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 |

面積：原則実測

戸数・区画数を記入

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

#### ■添付図書

- ・位置図：該当行為を行う区域及び周辺公共施設が表示されている図面で縮尺1,000分の1以上
- ・設計図：設計図で縮尺100分の1以上
- ・その他参考資料：参考となるべき事項を記載した図書（土地利用計画図、公図、求積図など）

居住誘導区域以外の区域において住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、

住宅等の新築  
 建築物を改築して住宅等とする行為  
 建築物の用途を変更して住宅等とする行為

について、次のとおり届け出します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

草加市長 宛て

届出者 住所 草加市〇〇〇丁目〇番〇号  
 氏名 株式会社〇〇〇〇  
 代表取締役 〇〇〇〇  
 連絡先 〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

|  |  |
|--|--|
| 1 住宅等を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積 | 所在・地番：草加市〇〇町〇〇番〇<br>地目：宅地<br>面積：×, ××× m <sup>2</sup>                          |
| 2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途                         | 戸建て住宅  |
| 3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途                             | 倉庫   |
| 4 その他必要な事項   | (着手予定年月日) 令和〇〇年〇〇月〇〇日<br>(戸数・区画数) 5戸<br>(連絡先) 株式会社〇〇〇〇設計<br>連絡先 〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 |

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。  
 2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

■添付図書

- ・位置図：該当行為を行う区域及び周辺公共施設が表示されている図面で縮尺1,000分の1以上
- ・配置図：敷地内における建築物の位置を表示する図面で縮尺100分の1以上
- ・立面図：建物の2面以上の立面図で縮尺50分の1以上
- ・平面図：各階の平面図で縮尺50分の1以上
- ・その他参考資料：参考となるべき事項を記載した図書（公図、求積図など）

第7号様式（第3条関係）

届出日を記入  
工事着手の30日前まで

居住誘導区域以外の区域における行為

令和〇〇年〇〇月〇〇日

草加市長 宛て

届出者 住所 草加市〇〇〇丁目〇番〇号  
氏名 株式会社〇〇〇〇  
代表取締役 〇〇〇〇  
連絡先 〇〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

都市再生特別措置法第88条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、次のとおり届け出ます。

記

- 1 当初の届出年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
- 2 変更の内容  
変更内容：住宅用地区画数  
変更前 10区画 ⇒ 変更後 8区画
- 3 変更部分に係る行為の着手予定日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

変更内容、変更前・変更後の内容が分かるように記入してください。

- 注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

■添付図書

〈開発行為の場合〉

- ・位置図：該当行為を行う区域及び周辺公共施設が表示されている図面で縮尺1,000分の1以上
- ・設計図：設計図で縮尺100分の1以上
- ・その他参考資料：参考となるべき事項を記載した図書（土地利用計画図、公図、求積図など）

〈建築等行為の場合〉

- ・位置図：該当行為を行う区域及び周辺公共施設が表示されている図面で縮尺1,000分の1以上
- ・配置図：敷地内における建築物の位置を表示する図面で縮尺100分の1以上
- ・立面図：建物の2面以上の立面図で縮尺50分の1以上
- ・平面図：各階の平面図で縮尺50分の1以上
- ・その他参考資料：参考となるべき事項を記載した図書（公図、求積図など）

令和4年度版

草加市役所

都市整備部 都市計画課